



2025年2月12日

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により 被害を受けた方々へのご支援について

令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法が適用された市町村にお住まいのお客様に対し、以下の通り、可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

- ・お届出印を紛失されたお客様に対する可能な限りの便宜措置
- ・お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

災害救助法適用市町村はこちらをご確認ください。

[内閣府ホームページ](#)

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以上